

平成26年度教育委員会定例会会議録

【日時】 平成26年12月25日(木)

【開会】 13時30分

【閉会】 14時35分

【場所】 教育文化会館 第6会議室

【出席委員】

委員長 峪 正人

委員 高橋 陽子

委員 濱谷 由美子

委員 吉崎 静夫

委員 中本 賢

教育長 渡邊 直美

【出席職員】

総務部長 原田

総務部担当部長 小田嶋

教育環境整備推進室長 丹野

職員部長 高梨

学校教育部長 芹澤

生涯学習部長 渡部

総合教育センター所長 江間

庶務課長 小椋

企画課長 野本

庶務課担当課長 田中

指導課担当課長 山科

指導課担当課長 上杉

生涯学習推進課長 五十嵐

教職員課長 小田桐

担当係長 外山

書記 今村

【署名人】

委員 高橋 陽子

委員 中本 賢

1 開会宣言

【峪委員長】

ただいまから教育委員会定例会を開会いたします。

2 開催時間

【峪委員長】

本日の会期は、13時30分から14時45分までといたします。

3 会議録の承認

【峪委員長】

9月の定例会の会議録を、事前にお配りし、お目通しいただいていることと思いますが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

なお、修正等ございましたら、後ほど事務局までお申し出ください。

4 傍聴（傍聴者 2名）

【峪委員長】

本日は傍聴の申し出がございますので、川崎市教育委員会会議規則第13条により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

異議なしとして傍聴を許可します。以後、会議中に傍聴の申し出ございましたら、同様に許可することよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

それでは、そのように決定いたします。

5 非公開案件

【峪委員長】

本日の日程は配布のとおりでございますが、次の案件につきましては、これから申し上げます理由により、非公開の案件かと思いますので、お諮りいたします。

報告事項 No. 2 は、特定の個人が識別されうる氏名等の内容が含まれており、公開することにより個人のプライバシーを侵害する恐れがあるため、

議案第 5 5 号、及び、議案第 5 6 号は、公開することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼす恐れがあるため、

これらの案件を非公開とすることによろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

それでは、そのように決定いたします。

6 署名人

【峪委員長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則第 1 5 条」により、高橋委員と中本委員をお願いいたします。

7 報告事項 I

報告事項 No. 1 叙勲について

【峪委員長】

庶務課長 お願いいたします。

【庶務課長】

それでは、報告事項 No.1 叙勲についてご報告申し上げます。

26 年秋の叙勲を受けられた方が 2 名いらっしゃいまして、受賞者名、叙勲名等につきましてはお手元の資料のとおりでございます。

宮田先生につきましては、昭和 39 年に採用されまして、平成 13 年に川崎市立新町小学校長として退職されるまでの 37 年間、本県及び本市の教育の充実に尽力されました。特に、平成 9 年に新町小学校長に任ぜられてからは、児童が毎日楽しく登校し学習できる学校を目指し、地域との密接な関係を築き上げ、地域の教育力を活用した学校運営を実現するとともに、小学校長会の要職を歴任するなど、小学校教育の充実と発展に意を注ぎました。

高橋先生につきましては、昭和 38 年に採用されまして、平成 12 年に総合教育センター所長として退職されるまでの 37 年間、本県、本市の教育の充実にご尽力をいただきました。平成 10 年に総合教育センター所長に任ぜられてからは、職員の研修体系の再編整備に取り組みまして、学校現場のニーズや学校週 5 日制導入に伴う領域の拡大にご尽力されるとともに、関東・甲信越教育研究所連盟の要職を歴任するなど、教育行政の充実と発展に意を注がれました。その長年の教育功勞に対して、叙勲を受けられたものでございます。

以上でございます。

【峪委員長】

ご質問等がございますか。なければ承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【峪委員長】

それでは承認といたします。

8 議事事項 I

議案第 5 2 号 川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン第 1 期実施計画素案について

【峪委員長】

企画課長 お願いいたします。

【企画課長】

それでは、議案第 5 2 号 川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン第 1 期実施計画素案についてご説明をさせていただきます。

次期かわさき教育プラン策定に向けての取組につきましては、平成 25 年度より次期プラン策定に向けた考え方の策定をはじめといたしまして、これまでも検討状況を教育委員会でご報告をさせていただきました。本素案は、教育委員の皆さまをはじめといたしまして、川崎市教育改革推進協議会や教職員、保護者、地域関係者の皆さまのご意見も踏まえ、今年度末の次期かわさき教育プラン策定に向けて、素案としてまとめたものでございまして、今後素案についてパブリックコメントを実施いたしまして、広く市民の皆さまからご意見をお伺いする予定でございます。本日ご審議いただく素案の概要につきましては、11 月 25 日の教育委員会定例会において、ご報告させていただいております。本日はその際にいただきましたご意見や、川崎市教育改革推進協議会においてお寄せいただきましたご意見等を踏まえて、修正した箇所を中心にご説明をさせていただきます。なお修正箇所につきましては、下線を引いてお示ししてございます。

それでは、議案第 5 2 号「川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン第 1 期実施計画素案」の冊子をおめくりいただきまして、右ページの目次をご覧ください。

「第 1 章 新しい教育プランの基本的な考え方」「第 2 章 プランの基本理念及び基本目標」につきましては、11 月 25 日のご報告の内容から変更はございませんので、「第 3 章 第 1 期実施計画」につきまして、変更いたしました箇所をご説明させていただきます。

それでは、24 ページをお開きください。基本政策Ⅱの「施策 1. 確かな学力の育成」のうち、上から 2 つ目の事務事業、「きめ細やかな指導推進事業」における「少人数学級・少人数指導の推進」につきまして、平成 29 年度に県から学級編成基準等の事務権限が移譲されることから、加配教員の配置を含めて実施手法を検討する趣旨で、加配教員という言葉を追加し、「加配教員や非常勤講師の活用による少人数学級・少人数指導等の推進」に本文を修正してございます。

続きまして 27 ページをお開きください。「施策 2. 豊かな心の育成」につきましては、豊かな人間性を育むため、道徳教育を推進しておりますが、道徳教育の事務事業の記載がございませんでしたので、1 つ目の事務事業に「道徳教育推進事業」を追加したものでございます。

次に 30 ページをお開きください。「施策 4. 教育の情報化の推進」、事務事業「教育の情報化推進事業」につきましては、本年度から本格稼働いたしました校務支援システムにつきまして、運用開始後も学校業務の効率化に向けた改善が図られるようシステムの検証に当たる必要があることから、検証という言葉を加え、「校務支援システムの検証及び安定的な運用」に修正をさせていただきました。事務事業囲みの中の計画期間の上から 4 つ目の黒丸でございます。

続きまして 36 ページをお開きください。基本政策Ⅲの「施策 1. 支援教育の推進」でございまして、下段の囲みのトピックスにつきましては、支援教育の取組について 5 行程度で記載をしておりましたが、特別支援教育、支援教育、インクルーシブ教育システムの概念について、教職員をはじめとする、教育に携わる全ての方々に正しい理解が得られるよう、

記述を充実させたものでございます。まず 36 ページの下部では、特別支援教育、支援教育、インクルーシブ教育システムについて、それぞれ意味を説明したうえで、右側 37 ページの図 1 では、特別支援教育、支援教育の対象をわかりやすく図で表しております。その下、共生社会の形成をめざした取組の推進イメージにおきましては、今後共生社会の形成を目指した「支援教育」を推進するためには、インクルーシブ教育システムの構築が必要であり、その構築のためには、「特別支援教育」の充実が不可欠であるという考え方を記載したうえで、図 2 では考え方をイメージ図として表しております。

続きまして 56 ページをお開きください。基本政策Ⅵの政策目標につきまして、「大人も子どもも学び合い、育ち合う中で、川崎の子どもたちが豊かに育つことができる環境づくりに取り組んでいきます」と、文章全体が子どもたちにかかっていたのですが、大人や子どもの学び合い、育ち合いを推進することも大切であることから、文章の構成を、「大人も子どもも学び、育ち合うための環境づくりや、子どもたちが」というような形に修正してございます。

続きまして 84 ページをお開きください。これまでの策定過程の記述をお示しする必要があると考えまして、巻末に策定過程の記述を追加させていただいたものでございます。

本編につきましては、主な修正箇所は以上でございます。なおその他、下線部を引いてある箇所がございますが、こちらにつきましては文言の修正等をさせていただいたものでございます。

続きまして、本日配布しております資料 1「素案の概要版」をご覧ください。こちらにつきましては、これまで A3 版 でまとめさせていただいていたものでございます。こちらにつきましては、これまでご説明いたしました素案の概要をまとめた資料でございます。

1 枚おめくりいただきまして、1 ページから 4 ページにかけて記載がございます「1 新しい教育プランの基本的な考え方」「2 基本理念・基本目標及び第 1 期実施計画の考え方」までは前回と変更がございません。

5 ページをお開きください。第 1 期実施計画につきましては、これまでは全体像として記載をさせていただいておりましたが、市民の皆さまにわかりやすくご理解いただけるよう、8 つの基本政策につきまして、グラフや施策の取組内容の記述を追加させていただきました。それぞれの基本政策につきまして、施策の説明を加えた次第でございます。

続きまして 12 ページをご覧ください。こちらの概要版にも策定過程を追加させていただき、記述をしたものでございます。以上が前回からの主な変更箇所となっております。

続きまして、資料 2 の「策定スケジュール」をご覧ください。先ほども申し上げましたとおり、これまでも教育委員の皆さまをはじめといたしまして、川崎市教育改革推進協議会や教職員、保護者、地域関係者の皆さまなどからご意見を伺い、また広報誌による意見募集などを行ってまいりました。本日、川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン第 1 期実施計画素案につきましてご審議をいただき、素案として決定した後は、1 月 8 日から 2 月 6 日までパブリックコメント手続きを実施してまいりたいと存じます。また、パブリッ

クコメント手続きによる意見募集とあわせまして、教職員、PTA の方々との意見交換や市内 3 箇所での市民向けの素案説明会の実施を予定しております。そこでいただきましたご意見等も参考としながら、さらに検討を進めまして、本年度 3 月末に次期教育プランとして策定してまいりたいと考えております。

なお、資料 3 といたしまして、パブリックコメント手続き用の資料を添付してございますので、後ほどご参照いただければと存じます。

川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン第 1 期実施計画素案につきましてのご説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【峪委員長】

プランについては再三にわたって皆さんのご意見を頂戴して、いよいよ完成間近というところです。さらに今回は、加筆をすることによって充実したと思いますし、わかりやすくなったと思います。それではご質問等ありますでしょうか。

【高橋委員】

プランは最終的にはすごくいいものができたなということと、加筆していただいた部分は非常に、ここで出た意見も十分に吟味していただいて書いていただいたと思います。ありがとうございます。これからの毎回言うパブリックコメントが、非常に私は重要だと思っていて、1 月 8 日から 2 月 6 日に、この次期教育プランを、しっかりいろいろな方に関心を持ってもらって参画いただくという面では、ここがとても重要かと思うんですね。私自身も自分のできる範囲でぜひ関心を持っていただくためにも広報もしようかというふうに思うんですけど、できれば途中経過を教えていただけたらと思います。1 月 8 日から 2 月 6 日ということで、本当にこれ、参画してからスタートするというのが非常に大事だと思っていますので、できる範囲で結構なんですけど、次の教育委員会会議のときに、1 月の途中だと思うんですね、1 回目があるのが。どんな感じにアクションが来ているのか、細かくでなくていいので、大体の件数とかでいただけると、それを以ってどういう進捗があってもうちょっと働きかけをしないといけないのかとかかわかると思うので、そこをぜひご検討いただきたいなと思います。いろいろな方と一緒にプランを作っていくという面では非常にこの時期大事だと思うので、ぜひお願いします。以上です。

【峪委員長】

概略で結構ということですが、可能でしょうか。

【企画課長】

できる範囲でまとめさせていただきます。

【高橋委員】

できる範囲で、件数だけでもいいかと思うので、よろしくをお願いします。

【峪委員長】

他にはどうですか。それでは、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【峪委員長】

それでは原案のとおり可決いたします。

議案第53号 第2期川崎市特別支援教育推進計画（案）について

【峪委員長】

指導課担当課長 お願いいたします。

【指導課担当課長】

第2期川崎市特別支援教育推進計画（案）につきましては、先月、11月25日の教育委員会定例会にて、計画案の概要を資料1で御説明させていただきました。その後、11月27日に川崎市政策・調整会議で審議の決定をいただき、12月9日に市議会の総務委員会にご報告いたしました。その結果を踏まえまして、本日、この教育委員会定例会で推進計画（案）をご審議させていただくものでございます。

それでは、資料2の推進計画案、本編で御説明いたしますので、ご覧ください。

まず、表紙を1枚おめくりいただきまして、右側、「はじめに」でございます。1段落目でございますように、川崎市の特別支援教育は、かわさき教育プランの重点施策である「共に生き、共に育つ環境を創り、心を育む」ことに位置づけられ、平成17年3月に策定した本市の10年間の特別支援教育の方針である川崎市特別支援教育推進計画に基づき取組んできたところでございます。

1枚おめくりいただきまして、左側が目次でございます。第1章から第3章まで、それから資料編という構成になっております。

それでは、第1章からご説明いたします。右側の1ページを御覧ください。

「第1章 推進計画の基本的な考え方」でございます。「1 計画の趣旨」でございますが、後段の3行目をご覧ください。共生社会の実現に向けた取組として、障害の有無にかかわらず、教育的ニーズのあるすべての子どもを対象に、一人ひとりの教育的ニーズに適

切に対応していく支援教育という新たな概念のもとに取組むとともに、障害のある子どもの教育的ニーズに応じた特別支援教育のさらなる充実に向けた取組を推進していくものでございます。

次に、「2 計画の位置づけ」でございますが、本計画は次期かわさき教育プランの基本理念・基本目標のもと、「基本政策Ⅲ 一人ひとりの教育的ニーズに対応する」の事務事業「特別支援教育推進事業」に位置づけております。これにより、今後の本市の特別支援教育については、その在り方、方向性等を第2期推進計画で示しながら、次期かわさき教育プランにおいて教育施策全体の中で進捗管理を行い、推進してまいります。

次に、「3 計画の期間及び運用」でございますが、平成27年度から概ね10年間といたします。なお、社会状況の変化や国及び県の施策の動向等を踏まえ、必要に応じて見直すことといたします。

2ページをお開き願ひまして、ここからは、「第2章 本市の特別支援教育の現状と課題」でございます。

はじめに、「1 特別支援教育の現状」でございますが、中央の図にございますように、平成25年度の現状でございますが、特別支援学校3校設置し、また、すべての小・中学校に特別支援学級を設置、そして、専門的な学びの場として通級指導教室を設置するなど、教育的ニーズに応じた多様な学びの充実に取り組んできたところでございます。

次に、3ページをご覧ください。「2 特別支援学校における現状と課題」でございますが、1の配置図の下、1段落目にございますように、知的障害の市立特別支援学校3校の在籍児童生徒数は増加にあり、中でも高等部の増加が顕著でございます。知的障害の特別支援学校の在籍児童生徒の増加に対して、設置義務のある県教育委員会と連携した取組が喫緊の課題でございます。それに対し、県教育委員会は、県立麻生養護学校を新設し、また、高等学校内に県立特別支援学校の分教室を設置いたしました。本市においては、田島支援学校と中央支援学校を再編整備し、また、豊学校内に中央支援学校の分教室を設置し、生徒の増加に対応してまいりました。

5ページをお開き願ひまして、「3 特別支援学級における現状と課題」でございます。「(1) 特別支援学級の在籍児童生徒数の推移」でございますが、グラフにございますように、ここ10年間で、小学校では約1.9倍、中学校では約2.3倍の増加となっております。

6ページをお開き願ひまして、「(4) 特別支援学級の特別支援学校教諭免許状取得率」でございますが、グラフにございますように、小・中学校とも3割程度となっております。また、その下の「(5) 特別支援学級の担任の経験年数」でございますが、グラフにございますように、2年未満が4割程度となっております。障害に応じた指導などの専門性をもつ教員の養成が課題となっております。

次に、7ページをご覧ください。「4 通級指導教室における現状と課題」でございます。「(1) 配置図」にございますように、小学校においては、7区すべてに情緒関連と言語障

害の通級指導教室を設置しております。中学校においては、南部・中部・北部の3校に、情緒関連通級指導教室を設置しています。特別支援学校においては、聾学校に、難聴通級指導教室を設置しております。

8ページをお開き願ひまして、(3)と(4)は、小学校の言語と情緒関連の通級指導を受けている児童数の推移でございます。グラフにございますように、どちらも増加となっております。

次に、9ページをご覧ください。左上、「(5) 中学校の情緒関連の通級指導を受けている生徒数の推移」でございますが、グラフにございますように、こちらも、増加となっております。また、下段の(7)と(8)は、小・中学校の担当教員の経験年数を表したものでございますが、グラフにございますように、経験年数の短い教員の割合が高くなっており、研修の充実や中核となる教員の養成が課題となっております。

10ページをお開き願ひまして、「5 通常の学級における現状と課題」でございます。1段落目にございますように、通常の学級に在籍する発達障害等の特別な教育的ニーズのある児童生徒に対して、平成16年度より校内支援体制作りに取り組み、小・中学校において特別支援教育コーディネーターを指名し、その下の囲いがございますように、小学校では、平成24年度特別支援教育コーディネーターの機能を拡充し、児童支援コーディネーターと称して専任化に向けて取り組んでいるところでございます。

12ページをお開き願ひまして、「6 特別支援教育に関する相談の現状と課題」でございますが、グラフにございますように、新規の相談件数は、増加傾向にございます。相談件数の増加に伴う申込から相談開始までの期間の長期化や、相談内容の多様化、複雑化などが課題となっております。そのため、早期に相談を開始し、継続して相談を行う体制を検討する必要がございます。

次に、13ページをご覧ください。ここからは、「第3章 今後の取組」でございますが、基本方針5つの柱と、それぞれのめざす方向性を示したものでございます。

それでは、基本方針Iからご説明いたしますので、14ページをお開き願ひます。構成といたしましては、基本方針に対して、現状と課題、そして、そのめざす方向性と具体的な取組を表したものでございます。

はじめに、「基本方針I 共生社会の形成をめざした支援教育の推進に向けたインクルーシブ教育システムの構築」でございます。現状と課題にございますように、2段落目、できる限り障害のある者と障害のない者が共に学ぶインクルーシブ教育システムの構築を進める必要がございます。そのためには、すべての学校において特別支援教育の充実を図ることが不可欠であり、子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導及び支援を行うことが求められております。このような状況を踏まえ、3つの方向性を位置づけております。

「1 川崎における支援教育の推進に向けたインクルーシブ教育システムの構築」でございます。主な取組といたしましては、「(1) 支援教育の考え方の理解・啓発」「(2) 基礎

的環境整備と合理的配慮の在り方の調査検討」でございます。

次に、15 ページをご覧ください。「2 小・中・高等学校におけるインクルーシブ教育システムの構築」でございます。主な取組といたしましては、「(1) 小中学校における交流・共同学習の促進」でございます。

16 ページをお開き願います。「3 特別支援学校におけるインクルーシブ教育システムの構築」でございます。主な取組といたしましては、「(2) 交流籍の検討」でございます。

18 ページをお開き願います。ここから、「基本方針Ⅱ 教育的ニーズに応じた多様な学びの場の整備」でございます。現状と課題にございますように、2 段落目、通常の学級、通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場に加え、医療的ケアを必要とする児童生徒等に対する支援が求められております。このような状況を踏まえ、7つの方向性を位置づけております。

「1 サポートノートを作成・活用し、一人ひとりの教育的ニーズの的確な把握とニーズに応じた教育の推進」でございます。主な取組といたしましては、「(1) サポートノートの共通理解と周知」、「(3) 特別支援学校・特別支援学級における活用と支援の充実」でございます。

次に、19 ページをご覧ください。「2 小・中学校の通常の学級及び高等学校における支援体制整備の推進」でございます。主な取組といたしましては、「(1) 授業のユニバーサルデザイン化の推進」、「(3) 特別支援教育サポーターの適切な配置」でございます。

20 ページをお開き願います。「3 通級指導教室の教育の充実」でございます。主な取組といたしましては、「(1) 小学校通級指導教室の併置の検討」でございます。

次に、21 ページをご覧ください。「4 特別支援学級の教育の充実」でございます。主な取組といたしましては、「(1) 専門職との連携による自立活動の充実」、「(2) 重度の障害児童生徒に対する支援体制の検討」でございます。

22 ページをお開き願います。「5 入院・施設入所児童生徒の教育の充実」でございます。主な取組といたしましては、「(1) 長期入院児童生徒の学習支援の充実」でございます。

次に、23 ページをご覧ください。「6 特別支援学校の教育の充実」でございます。主な取組といたしましては、24 ページをお開き願います。「(1) 専門家の定期派遣」、「(7) 中央支援学校高等部分教室の拡充」でございます。

次に、25 ページをご覧ください。「7 医療的ケアを必要とする児童生徒への支援の推進」でございます。主な取組といたしましては、「(2) 小・中学校における医療的ケアの在り方の検討」、「(3) 特別支援学校における医療的ケアを必要とする児童生徒の登校支援の調査研究」でございます。

2枚おめくりいただきまして、28 ページをお開き願います。ここから、「基本方針Ⅲ 小・中・高等学校における支援体制整備と学校支援ネットワークの充実」でございます。現状と課題にございますように、1 段落目、小中学校の通常の学級に発達障害の可能性のある児童生徒の割合は、小学校では 7.7%、中学校では 4.0%となっており、早期からの適切な支援

の必要性が強く求められております。このような状況を踏まえ、4つの方向性を位置づけております。

「1 小学校における児童支援コーディネーターによる支援体制整備の推進」でございます。主な取組といたしましては、「(1) 児童支援コーディネーターの専任化の推進」でございます。

次に、29ページをご覧ください。「2 中・高等学校における校種の特性や発達段階に応じた支援体制整備の推進」でございます。主な取組といたしましては、「(1) 中学校における支援体制整備」、「(2) 高等学校における特別支援教育の推進」でございます。

30ページをお開き願います。「3 通級指導教室・特別支援学校のセンター的機能による学校支援の充実」でございます。主な取組といたしましては、「(1) (2) 通級指導教室・特別支援学校のセンター的機能の充実」でございます。

次に、31ページをご覧ください。「4 学校支援ネットワークの充実」でございます。主な取組といたしましては、「(1) 学校支援の在り方の検討」でございます。

33ページをお開き願います。ここから、「基本方針Ⅳ 教職員の専門性の向上」でございます。現状と課題でございますように、2段落目、特別支援教育の対象となる児童生徒の増加や障害の重度・重複化、多様化などが進行している中、教職員の専門性の確保が課題となっており、特別支援学校教諭免許状取得率の向上等の特別支援教育の専門性を計画的に向上させることが求められております。このような状況を踏まえ、2つの方向性を位置づけております。

「1 すべての教職員に特別支援教育に関する基礎的な知識の習得に加え、支援教育の理念の理解促進」でございます。主な取組といたしまして、「(2) 発達障害等に関する学校管理職等への研修」でございます。

34ページをお開き願います。「2 多様な学びの場における教職員の専門性の向上」でございます。主な取組といたしましては、「(1) (2) (3) 通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校の教職員の専門性の向上」でございます。

次に、37ページをご覧ください。ここから、「基本方針Ⅴ 相談や保護者支援の充実」でございます。現状と課題でございますように、特別支援教育に関する教育相談件数の増加に伴い、申込から相談開始までの期間の長期化や相談内容が多様化・複雑化しております。そのため、早期に教育相談を開始し、継続して相談を行う体制を検討する必要がございます。このような状況を踏まえ、3つの方向性を位置づけております。

「1 「教育支援委員会」の考え方に基づく就学相談及び就学後の支援の見直し」でございます。主な取組といたしましては、「(1) 就学相談及び就学後の支援の見直し」でございます。

38ページをお開き願います。「2 中学校における進路相談・進路指導の充実」でございます。主な取組といたしましては、「(1) 障害のある生徒とその保護者への適切な情報提供」でございます。

次に、39 ページをご覧ください。「3 保護者相談・支援の在り方の検討」でございます。主な取組といたしましては、「(1) サポートノート等の活用による教育相談の充実」でございます。

5 つの基本方針の説明は以上でございます。

1 枚おめくりいただきまして、右側、資料編となっております。検討委員会設置要綱、名簿等添付しております。こちらにつきましては、後程、ご参照いただければと存じます。

本編の説明は、以上でございます。

次に、「資料3」をご覧ください。計画策定までのスケジュールでございます。今後のスケジュールといたしましては、下段の右側でございますように、次期かわさき教育プランと同様、1月にパブリックコメントを行い、多方面の御意見を反映しましたものを再度計画案として御提示いたしまして、3月に政策調整会議、総務委員会、教育委員会を経て、計画を策定・公表する予定でございます。

次に、「資料4」をご覧ください。パブリックコメント手続用資料でございます。募集期間といたしましては、平成27年1月8日から2月6日まででございます。資料縦覧場所、意見書の提出方法等はこちらの記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

【峪委員長】

いかがでしょうか。

【高橋委員】

まずありがとうございます、いろいろ組み込んでいただいて。ちょっと何点か確認、多分入っていると思うんですが、見落としてしまっているのかもしれないので。事業づくりのところ、事業づくりの単語が入っているところで、連続性のある具体的な事業づくりというようなところをお願いしていたと思うので、入っていればいいんですけど、後でご確認ください。

【指導課担当課長】

そこをご意見いただいたんですが、サポートノートのところなんです。前にそれを入れると文言が長くなりまして、文章としての統制が取れないものですから、その意を汲んだ形で表現させていただいています。

【高橋委員】

それはどこに入っているんですか。

【指導課担当課長】

18 ページの（3）でございます。その説明文の中に括弧書きで「教職員同士や保護者との目標の共有、目標を踏まえた連続性のある授業づくり」ということを入れさせていただきました。これでよろしいでしょうか。

【高橋委員】

そうですね、ありがとうございます。あと2点、パブコメのところは先ほどのプランのところとお願いが統一しています。2点あるのは、プランのほうで先ほど修正をいただいた37ページの支援教育の概念図と、細かいんですけど、推進計画のほうで差し込んでいる概念図と大体似ているんですけど同じものを入れたほうがいいんじゃないかと。今ご説明いただいたのは15ページです。先ほどご説明いただいたかわさき教育プランの37ページの概念図は同じことを言っているんだけど、見る人が見たときに同じものが入っていたほうが良いと思うので、わかりやすいので。

【指導課担当課長】

はい、同じものを出します。

【高橋委員】

そうですね。それと2点目なんですけど、この案のほうの4ページ、2ページの数字のへんですね、多分わかる人が見たらわかる数字なのですが、2ページ、3ページ、4ページって現状と課題ということで非常に大事なところを言っていて、2ページは私も意見を言わせていただいた中で、（1）で義務教育の数字が入った中、左側の上のほうに県立に在籍する川崎市の生徒数を入れていただいたんですね。で3ページには川崎に在住する県立のことが書いてあって、4ページの（3）には市立特別支援学校なので県立の子たちの生徒数が入っていないので、入っていないところには「含んでいない」ということを書いていただくのが、全体像を把握するときに、あまり詳細を知らない方でも把握しやすいと思いますので、特に4の（3）に関しては過去の推計を取っていくのが難しいでしょうから、難しいのではないかと想定をして、よく見れば市立特別支援学校だから3校のことを言っているんだけど、県立は入っていないよという言葉を入れていただいたほうが良いと思います、全体像をしっかりと把握するために。

【指導課担当課長】

ご指摘の趣旨はわかりました。この（3）については「市立」ということで当然県立に在籍している子は含まれないので。ここのグラフの右下のところに余白がございますので、ここに例えばですが、川崎に在住している児童生徒は県立の特別支援学校にも在籍しているよ、というような一文を加えることは可能かなと思っております。そのように検討してみたいと考えております。

【高橋委員】

4の(3)というのは市立の特別支援学校だけだと、川崎市内に在住しているお子さんたちで県立に行っている子たちの数字が見えないんですね。実際には川崎市内の子どもたちが県立・市立特別支援に行っている子はもっと多いんですよ、この人数、本当は。けどここの4ページ(3)に関しては、川崎市立特別支援学校という、田島、中央、聾学校に行っている子たちの数字のみしか載っていないので、県立の川崎市内在住の子たちというのは麻生とか中原とか高津、隣接する鶴見まで入れたら4校入っていないんですね、そこは入っていないとしたら県立はどうなんだというふうに、全体で考えるときに考えていただきやすいし、いろいろな卒後対策とか全体の計画に関しては全体像を見る必要があるんで、じゃあそれは入れていただくということで、お願いします。

【指導課担当課長】

はい。

【高橋委員】

あと、パブコメはお願いいたします。

【濱谷委員】

この(1)のところには県立が入っているんですよね。

【指導課担当課長】

はい。

【濱谷委員】

これを見ていて次の次のところに行って、市立の学校のことを言っているわけだから、そんなに詳しく入れなくてもわかるかなと、私は思いましたけれど。

【高橋委員】

多分わかる人にはわかるんですよ。それを良く知っている、関心があるというか。結構複雑なんで、特別支援学校系は。

【濱谷委員】

一番最初に言っているじゃないですか、県立に在籍している子がこれだけいますよというのは。

【高橋委員】

だから 2 ページには県立も市立も入った数字が入っているんですよ。4 ページには市立しか入っていない数字のみなのと、義務教育に限らない生徒、幼児期から高等部までの市立の数字なので、ちゃんと全体像を把握する上ではあったほうが親切かなと。

【濱谷委員】

あったほうが親切かもしれませんね。ただ、学校名がきっちり書いてあるんだから、この生徒なんだなという数がわかるわけだから、わかりやすいなと私は思ったんですけど。

【高橋委員】

お願いしたいです、私は。でも、全体的には私がいっぱい言いましたので、いろいろ組み込んでいただいてありがとうございます。あと 1 点だけ、この計画って本文のほうに特別支援教育推進計画という単語が、かわさき教育プランのほうには入っていて、別冊になっているわけですよ。これが別冊だということは結構認識されているものなんですかね。かわさき教育プランの中でこれだけが別冊になっているんですよ。

【指導課担当課長】

そうですね。

【高橋委員】

特別支援教育推進計画のみが細かい別冊になっているということですね。これだけが別冊になっているということの存在が、かわさき教育プランの素案のほうから見て読み取れるのであればいいんですけど、ちょっとそのへんは再度全体で確認して読み取りやすいものであればいいんですが、もしわかりにくいのであれば、別冊ですよと本体のほうに書いてあったほうがいいのかなどというのはもう一回検討したらいいんじゃないかなと思います。

【教育長】

別冊というのはちょっと。それぞれ、例えば情報関係でもいろいろな基本計画などがありますし、それぞれの施策ごとにいろいろな推進計画を持っていますので、たまたまこの時期に、同じように改定を迎えていて、同じようにご審議いただいていますけれども、これだけが特別なものではないので。

【高橋委員】

じゃあ別に、別冊だっていう存在に関しては、関係者はわかりやすいというか。関係者というか、パブコメをもらう人たちもわかっていないとわかりにくいのかなと。

【教育長】

一緒にパブコメを募集しているという点では、確かにこの関係がどういうものなのかという方はいらっしゃるかもしれませんが、あえてこれについて触れてしまいますと、これだけがまた特別なものになってしまいますので、特によろしいんじゃないかと思いますが。

【高橋委員】

それであればいいですけども。認知されているという前提であれば。

【指導課担当課長】

たまたま、時期が同じ 10 年間で今年度で終了ということなので、特に特別支援教育の計画は、教育プランの別冊というものではないです。位置づけとしては教育プランの政策の基本とか理念に基づいて、ということですが、別冊ということではないですね。ただ、よりわかりやすく、ちょっと言葉が難しいんですけども、特別支援教育については、その在り方とか方向性を具体的に示す施策でして、別冊といえば別冊なのかもしれませんが。

【高橋委員】

すみません、じゃあひとつの目的別としては認知されていればいいんです。パブコメを期待するということで、そこがクリアしていれば別に書く必要はないです。パブコメの進捗を以って、よろしくお願いします。

【峪委員長】

それではよろしいですか、あとは。では、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【峪委員長】

それでは原案のとおり可決いたします。

議案第 5 4 号 川崎市立学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について

【峪委員長】

庶務課担当課長、生涯学習推進課長 お願いいたします。

【庶務課担当課長】

それでは、議案第54号「川崎市立学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則」の制定について、ご説明申し上げます。

はじめに、2ページをご覧ください。制定理由でございますが、「学校施設開放使用料の減額について必要な事項を定めるため、この規則を制定するもの」でございます。

改正内容を新旧対照表でご説明いたしますので、3ページをご覧ください。「川崎市立学校の施設の開放に関する規則」の新旧対照表でございます。

この規則は、川崎市立学校の施設を市民の利用に供することによって、川崎市における生涯学習の振興を図るために制定されたものでございます。

第11条は、体育館の使用料である学校施設開放使用料の免除について定めるものでございます。表の左側をご覧ください。この度、第11条の第2項として、「特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。」と新たに定め、あわせて、「免除」を「減額又は免除」に改めるなど、規定を整備するものでございます。

恐れ入りますが、1ページにお戻りください。

附則でございますが、第1項は、「この規則は、公布の日から施行する」と施行期日を定めるものでございます。

第2項は、改正後の規則の規定は平成27年2月1日以後の利用に係る料金から適用する、と経過措置を定めるものでございます。

引き続き、この度の改正につきまして、生涯学習推進課長よりご説明申し上げます。

【生涯学習推進課長】

このたびの改正に至る理由についてでございますが、平成21年度の包括外部監査におきまして、「学校施設の開放に係る体育館電気代等の諸経費については、利用者一定の受益者負担を求めることが望ましい」との監査意見が出されたことを受け、本年1月より体育館使用料の徴収をスタートいたしました。

体育館使用料の導入からもうすぐ1年となり、利用券の購入や提出方法の流れが少しずつ定着してまいりましたが、一方で導入当初には想定していなかった課題も出てまいりました。

その一つが、2つの団体と一緒に体育館を利用する場合の使用料の取扱いでございます。4ページをご覧いただきたいと存じます。資料としてお付けしてございますが、2つの団体と一緒に施設を利用する場合の使用料の取扱いでございます。施設開放事業において、体育館利用の希望がある団体は非常に多く、皆さまが公平に利用できるように譲り合って、お使いいただいているところでございますが、体育館の半面だけで活動できる場合、2つの団体が一緒に利用する事例が多くございました。資料の(図1)をご覧いただければと思いますが、2つの団体で利用する場合は、現在は運用の中で使用料を折半してお支払いをいただいております。一方で、(図2)にございますが、免除団体と一緒に活動する団体には、

免除でない団体のほうに全額のお支払いをお願いしておりました。これは、体育館の使用料があくまで1時間あたりの料金設定であって、片面利用という料金設定がないため、2つの団体から正規の料金をお支払いいただきますと、1時間あたりの使用料であるにも関わらず、二重に徴収をしてしまうことになるためでございます。

そのため、通常お支払いいただく2つの団体につきましては、相談して折半しあってお支払いいただいております。一方、2つの団体が一緒に利用する場合で、片方の団体が免除団体である場合には、この二重徴収の恐れがないことから、免除団体ではない団体に全額分の使用料をお支払いいただく、という運用上のルールを進めてまいりました。

しかし、この運用方法について不公平感があるというご意見をいただき、この度、使用料徴収から8ヶ月を経過した時点で、導入後の状況について、学校や施設開放運営委員会へ意見聴取を行いました。その結果、同じように見直しを求める意見が多かったことから、今後は(図3)にございますように、2つの団体で利用する場合で、免除団体と一緒に活動する団体の使用料を、5割減額とする措置をいたしたく、この度、必要な規則の整備をお願いするものでございます。

ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

【峪委員長】

何かありますでしょうか。なければ、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【峪委員長】

それでは原案のとおり可決いたします。

【峪委員長】

傍聴人の方に申し上げます。

会議開催当初にお諮りして決定したとおり、これからは、非公開の案件となりますので、川崎市教育委員会傍聴人規則第6条の規定に基づきまして、傍聴人の方はご退席くださるようお願いいたします。

<以下、非公開>

9 報告事項Ⅱ

報告事項 No. 2 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決事項の報告について

庶務課担当課長、庶務課長が説明した。

報告事項 No. 2 は承認された。

10 議事事項Ⅱ

議案第55号 人事について

教職員課長が説明した。

委員長が会議に諮った結果、議案第55号は原案のとおり可決された。

議案第56号 人事について

庶務課長が説明した。

委員長が会議に諮った結果、議案第56号は原案のとおり可決された。

11 閉会宣言

【峪委員長】

本日の会議はこれをもって終了いたします。